

## 手数料の電子収納(クレジットカード決済)について

### 【概要】

医薬品製造業等に係る申請手数料の一部が電子収納(クレジットカード決済)可能になりました。

申請書の作成、提出の方法は従来から変更ありませんが、手数料の納付については証紙による収納以外に下記ホームページからクレジットカード決済を行っていただけます。

### ▼電子収納ページ

[https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=2225](https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2225)



←電子収納ページ二次元バーコード

※令和7年3月現在、電子収納の方法はクレジットカード決済のみ対応しております。  
口座振替等その他の方法には対応しておりません。

### 【対象の申請】

対象となる手続きは、

医薬品の製造業、製造販売業の許可申請及び許可更新申請

医薬部外品の製造業、製造販売業の許可申請及び許可更新申請

化粧品の製造業、製造販売業の許可申請及び許可更新申請

医療機器の製造業登録申請及び登録更新申請、製造販売業の許可申請及び許可更新申請、修理業の許可申請及び許可更新申請

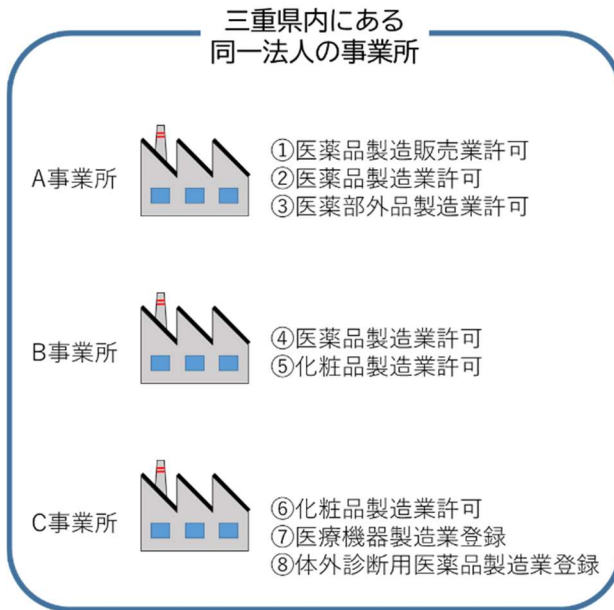
体外診断用医薬品の製造業登録申請及び登録更新申請、製造販売業の許可申請及び許可更新申請

です。

詳しくは、「【R6】電子収納対象の手続き一覧(薬務課\_製造関係)」をご覧ください。

## 【電子申請の単位】

- ・申請は事業所単位（同一住所・同一名称の事業所単位）で行ってください。
- ・1事業所で医薬品製造業と医療機器製造業の許可更新を同時に行う場合は手数料の支払い作業を1回で行うことができます。
- ・同一法人の複数の事業所の手数料の支払いを同時にすることはできません。  
（例：A 事業所と B 事業所の医薬品製造業の許可更新申請手数料は同時に支払できません。）



申請の組み合わせ	1回の申請で電子収納できるかどうか	備考
①、②の許可更新申請	○	同一事業所での別種類の許可は同時に <b>収納可能</b> です。
②、④の許可更新申請	×	別事業所での同一種類の許可は同時に <b>収納できません</b> 。
④、⑦の許可更新申請	×	別事業所での別種類の許可は同時に <b>収納できません</b> 。

## 【申請の流れ】(窓口、郵送による場合)

